

2023 年 12 月 28 日

関係各位

大和アセットマネジメント株式会社

iFreeETF

「JPX プライム 150 指数」を連動対象とする ETF が初登場

ー「iFreeETF JPX プライム 150」設定のお知らせー

大和アセットマネジメント株式会社（代表取締役社長：小松幹太、以下「当社」）は、「iFreeETF JPX プライム 150」（証券コード：2017）を新たに設定し、東京証券取引所に上場します。設定と運用開始は 2024 年 1 月 22 日、東京証券取引所への上場は 1 月 24 日の予定です。



「JPX プライム 150 指数」は、日本市場の活性化のために持続的な企業価値向上の施策が求められる中、資本コストや株価を意識した経営を実現した企業に対し、更なる企業価値向上を促進する目的で、JPX 総研が 2023 年 7 月 3 日から算出を開始しました。構成銘柄は、日本を代表する価値創造力、すなわち“稼ぐ力”を持つ企業であり、当指数を通じて日本の株式市場ひいては日本経済の活性化を牽引することが期待されています。

対象銘柄の選定にあたっては、プライム市場に上場する時価総額上位銘柄より、(1) ROE (株主資本利益率) と株主資本コストの差である「エクイティスプレッド」、(2) 株価による市場評価である「PBR」、という価値創造を測る二つの指標を用いており、「経営の効率性が高く、市場からも評価されている日本を代表する優良企業群」150 社で構成された、主要欧米株指数と比べても遜色のないクオリティの株価指数となっています。

“稼ぐ力”によって、日本を代表する企業や日本経済とともに成長する“JPXプライム150指数”					
求める特徴	① 「欧米の主要指数と同等のクオリティ(※)を有する企業群」で構成された指数 ② 日本を代表するような時価総額1兆円以上の企業を中心に、150銘柄でありながら、日本市場の約50%をカバー ③ TOPIXとは異なる特性・パフォーマンス (大型・グロース) (※)PBR、ROE、売上高成長率、EPS成長率など				
選定基準	<table><tr><th colspan="2">東証プライム市場の時価総額上位500銘柄</th></tr><tr><td>エクイティ・スプレッド基準 (財務実績に基づく「資本収益性」) ROEが株主資本コスト(株主の期待リターン)を上回る 上位75銘柄 ※ 当期及び一前期のエクイティ・スプレッドが正の値の銘柄(ROEが8%を超える銘柄に限る)</td><td>PBR基準 (将来情報や非財務情報も織り込まれた「市場評価」) PBRが1倍を超える 時価総額上位75銘柄 ※ 当期のPBR及び二期(当期・一前期)のPBRの平均値がいずれも1倍超の銘柄</td></tr></table>	東証プライム市場の時価総額上位500銘柄		エクイティ・スプレッド基準 (財務実績に基づく「資本収益性」) ROEが株主資本コスト(株主の期待リターン)を上回る 上位75銘柄 ※ 当期及び一前期のエクイティ・スプレッドが正の値の銘柄(ROEが8%を超える銘柄に限る)	PBR基準 (将来情報や非財務情報も織り込まれた「市場評価」) PBRが1倍を超える 時価総額上位75銘柄 ※ 当期のPBR及び二期(当期・一前期)のPBRの平均値がいずれも1倍超の銘柄
東証プライム市場の時価総額上位500銘柄					
エクイティ・スプレッド基準 (財務実績に基づく「資本収益性」) ROEが株主資本コスト(株主の期待リターン)を上回る 上位75銘柄 ※ 当期及び一前期のエクイティ・スプレッドが正の値の銘柄(ROEが8%を超える銘柄に限る)	PBR基準 (将来情報や非財務情報も織り込まれた「市場評価」) PBRが1倍を超える 時価総額上位75銘柄 ※ 当期のPBR及び二期(当期・一前期)のPBRの平均値がいずれも1倍超の銘柄				
指数構成銘柄	日本を代表する稼ぐ力を持つ価値創造企業150社				

〔JPX 総研資料より抜粋〕

当社では、上述のコンセプトを持つ「JPX プライム 150 指数」に連動する商品を通じ、「投資家が“稼ぐ力”を持つ企業に投資を行なうことで、日本に価値創造経営が浸透し、その果実が投資家に分配され、さらに投資が行なわれる」といった好循環を生み出す機能の一翼を担いたいと考え、当 ETF を組成いたします。

なお、「JPX プライム 150 指数」を連動対象とする商品は、当 ETF が初めてとなります。
(2023 年 12 月 28 日現在)

今後も投資者の資産形成に資する様々な商品を提供してまいりますので、「iFreeETF」をご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

当社は、共に挑戦し続けるパートナーとして投資を通じチャンスある未来を実現します。

以 上

【JPX プライム 150 指数の特徴】

JPXプライム150とは？

主要欧米株価指数と同等のクオリティを有する指数

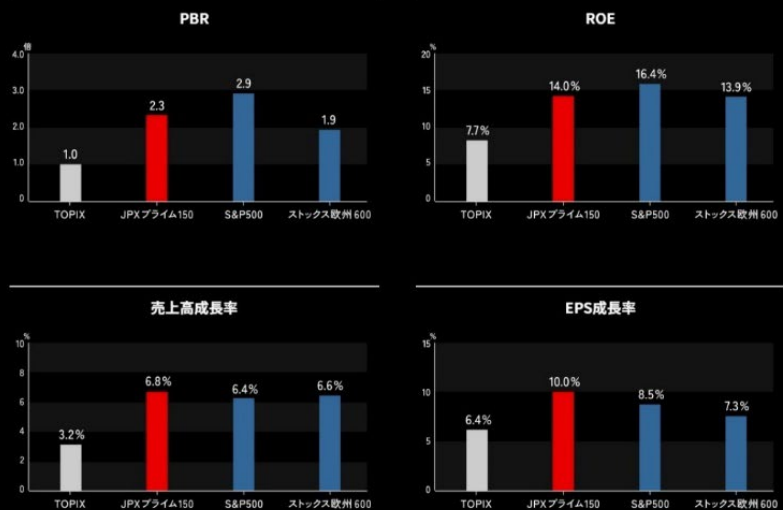
「JPXプライム150」は、「稼ぐ力」によって、日本を代表する企業や日本経済とともに成長する銘柄で構成された時価総額加重型の株価指数です。

プライム市場に上場する時価総額上位500銘柄の中から、収益性と将来性に着目して選定された銘柄で構成されます。

主要欧米株価指数と同等のクオリティ

「JPXプライム150」は、S&P500などの欧米の代表的な株価指数と比べても遜色のないクオリティの株価指数です。

各指標の比較



※上記データは2023年10月末時点、各データとも指数全体の中央値を使用

〔出所〕JPX総研のデータから大和アセットマネジメント作成

JPXプライム150は、PBRやROEが欧米の株価指数とほぼ同水準であり、売上高の成長率やEPS成長率についても遜色ない数値が出ています。

JPXプライム150には、
欧米の代表的な株価指数と比較しても負けない
稼ぐ力を持つ企業が勢ぞろい！

iFreeETF JPXプライム150

追加型投信／国内／株式／ETF／インデックス型

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「JPXプライム150指数（配当込み）」（以下「対象株価指数」という場合があります。）の変動率に一致させることを目的とします。

ファンドの特色

1

信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象株価指数の変動率に一致させることを目的として、対象株価指数に採用されている銘柄（採用予定を含みます。）の株式に投資します。

- 上記に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうこと（株価指数先物取引等を利用することを含みます。）があります。
- デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 市況動向、資産規模等によっては、上記の運用が行なえないことがあります。

JPXプライム150指数について

- ◆東証プライム市場に上場する時価総額上位銘柄を対象に、財務実績に基づく「資本収益性」と将来情報や非財務情報も織り込まれた「市場評価」という、価値創造を測る2つの観点から選定される計150銘柄で構成された株価指数です。
- ◆浮動株ベースの時価総額加重方式で算出されます。
- ◆2023年5月26日を基点（1,000）とし、2023年7月3日より算出・公表されています。

2

当ファンドは、通常の証券投資信託とは異なる仕組みを有しています。

- 受益権は、東京証券取引所に上場され、株式と同様に売買することができます。
 - ・売買単位は、1口単位です。
 - ・取引方法は、原則として株式と同様です。

- 追加設定は、株式により行ないます。
 - ・追加設定にかかる受益権の取得申込者は、取得時のバスケット（「JPXプライム150指数（配当込み）」を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託会社が指定するもの）を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。
 - ・原則として、所定の方法に定められる金銭の支払い以外に、金銭によって受益権の取得申込を行なうことはできません。

- 受益権を株式と交換することができます。
 - ・受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に対し、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換を申込みことができます。
 - ・解約申込により受益権を換金することはできません。

- 収益分配金は、名義登録受益者に対して支払われます。
 - ・名義登録受益者とは、計算期間終了日において氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所）が受託会社に登録されている者をいいます。

3

収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、運用管理費用（信託報酬）その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。決算日は毎年4月10日および10月10日です。

（注）第1計算期間は、2024年4月10日までとします。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 株式という資産全体の投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は、行ないません。

- ①配当込み J P X プライム150指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利は J P X が有します。
- ② J P X は、同指数の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、同指数の指数値の算出もしくは公表の停止または同指数にかかる標章もしくは商標の変更もしくは使用の停止を行なうことができます。
- ③ J P X は、同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日の同指数の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ④ J P X は、同指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、J P X は、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ⑤本件商品は、J P X により提供、保証または販売されるものではありません。
- ⑥ J P X は、本件商品の購入者または公衆に対し、本件商品の説明または投資のアドバイスをする義務を負いません。
- ⑦ J P X は、当社または本件商品の購入者のニーズを同指数の指数値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではありません。
- ⑧以上の項目に限らず、J P X は本件商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

2. 投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。
したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。
信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

 株 価 の 変 動 (価格変動リスク・ 信用リスク)	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
そ の 他	ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 当ファンドは、金融商品取引所に上場され取引が行なわれます。当ファンドの市場価格は需給等を反映し決定されるため、基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

リスクの管理体制

- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

3. 追加的記載事項

●基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「JPXプライム150指数（配当込み）」の変動率に一致させることを目的として運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- (a) 指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
- (b) 運用管理費用（信託報酬）、売買委託手数料等の費用負担
- (c) 株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- (d) 指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- (e) 株価指数先物取引と指数の動きの不一致（株価指数先物取引を利用した場合）
- (f) 株式および株価指数先物取引（株価指数先物取引を利用した場合）の最低取引単位の影響
- (g) 株式および株価指数先物取引（株価指数先物取引を利用した場合）の流動性低下時における売買対応の影響
- (h) 指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響
- (i) 追加設定時、および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること

※JPXプライム150指数先物取引は、2024年3月18日に開始される予定です。同指数以外の指数先物取引を利用することがあります。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

 購入時	取 得 単 位	「取得時のバスケット」を単位とします。 「取得時のバスケット」…対象株価指数を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託会社が指定するもの。 〈「取得時のバスケット」1単位当たりの取得口数〉 取得時のバスケットの評価額を取得申込受付日の基準価額で除して得た口数をもとに、委託会社が定めるもの。
	取 得 時 の バ ス ケ ッ ト の 決 定 な ど	●委託会社は、取得申込受付日の3営業日前までに、取得申込受付日に適用される「取得時のバスケット」を定めます。 ●委託会社は、原則として、取得時のバスケットを、取得申込可能日の毎日、インターネット・サイト〔 https://www.daiwa-am.co.jp/etf/ 〕に掲示します。
	取 得 価 額	取得申込受付日の基準価額（100口当たり）
	取 得 方 法	追加設定は株式により行ないます。
	取 得 代 金	—
	解 約 申 込	解約申込により換金することはできません。
 交換時	交 換 申 込	受益権と株式との交換ができます。
	交 換 単 位	委託会社が定める一定口数の整数倍
	交 換 価 額	交換申込受付日の基準価額（100口当たり）
	交 換 代 金	—

 申込について	申込受付中止日	〈取得申込の受付の停止〉 ※次の1. から3. までに該当する場合であっても、委託会社の判断により、取得申込を受付けることがあります。 1. 対象株価指数構成銘柄の配当落日および権利落日 2. 対象株価指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の2営業日前から起算して6営業日以内 3. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内） 4. 前1. から前3. のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき 〈交換申込の受付の停止〉 ※次の1. または2. に該当する場合であっても、委託会社の判断により、交換申込を受付けることがあります。 1. 対象株価指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の2営業日前から起算して6営業日以内 2. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内） 3. 前1. または前2. のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
	申込締切時間	委託会社が別に定める時限まで
	取得の申込期間	2024年1月22日から2025年1月6日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
	換金制限	—
	取得・交換申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、取得・交換の申込みの受付の中止、取消しまたはその両方を行なうことができます。

 その他	信託期間	無期限（2024年1月22日当初設定）
	繰上償還	●受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合または対象株価指数が廃止された場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。 ●次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。 ・当初設定日から3年を経過した日以降において受益権の口数が300万口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	毎年4月10日および10月10日 (注) 第1計算期間は、2024年4月10日までとします。
	収益分配	年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。
	信託金の限度額	1兆円に相当する株券および金銭
	公告	電子公告の方法により行ない、ホームページ (https://www.daiwa-am.co.jp/) に掲載します。
	運用報告書	—
	課税関係	課税上は特定株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用があります。特定株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。 ※2023年9月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

◆受託会社：三菱 UFJ 信託銀行

ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用			
	料率等	費用の内容	
取得時手数料	販売会社が定めるものとします。	取得時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。	
信託財産留保額	ありません。	—	
交換時手数料	販売会社が定めるものとします。	受益権の交換に関する事務等の対価です。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
	料率等	費用の内容	
運用管理費用 (信託報酬)	毎日、次のイ. の額に□. の額を加算して得た額	運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。	
	イ. 信託財産の純資産総額に年率0.176% (税抜0.16%) 以内 (提出日現在は、 <u>年率0.176% (税抜0.16%)</u>) を乗じて得た額 □. 信託財産に属する株式の貸付けにかかる品貸料に55% (税抜50%) 以内の率 (提出日現在は、55% (税抜50%)) を乗じて得た額		
委託会社	配分については、 下記参照	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書作成等の対価です。	
受託会社		運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。	
	〈運用管理費用の配分〉(今後、変更されることがあります。)	委託会社	受託会社
	イ. の額 (税抜) (注1)	年率0.13%	年率0.03%
	□. の額 (□. の総額に対する比率で表示しています。)	50%	50%
その他の費用・ 手数料	(注2)	●有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、監査報酬等を信託財産でご負担いただきます。 ●受益権の上場にかかる費用および対象株価指数の商標の使用料 (商標使用料) ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額を、受益者の負担として信託財産から支払うことができます。 ※提出日現在、商標使用料は信託財産の純資産総額に年率0.033% (税抜0.03%) 以内を乗じて得た額となります。 ※提出日現在、上場にかかる費用は以下となります。 ・年間上場料: 毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825% (税抜0.0075%) ・追加上場料: 追加上場時の増加額 (毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額) に対して、0.00825% (税抜0.0075%)	

(注1) 「運用管理費用の配分」(イ. の額) には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2) 売買委託手数料などの「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※取得時手数料・交換時手数料について、くわしくは販売会社にお問い合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

〈税金〉

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
売 却 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 ^(注) 売却時の差益 (譲渡益) に対して20.315%
交 換 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 ^(注) 交換時の差益 (譲渡益) に対して20.315%
分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税 ^(注) 収益分配金に対して20.315%

(注) 所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA (ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA (ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2023年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5. その他

くわしくは、「有価証券届出書」をご覧ください。また、「投資信託説明書（交付目論見書）」公表後は当該交付目論見書も併せてご覧ください。

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

〈委託会社〉

商号等 大和アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号
加入協会 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会